

都市計画決定権者

都市計画の種類		市決定	県決定			
			大臣同意 不要	大臣同意 必要		
都市計画区域				○		
準都市計画区域			○			
都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針	区域区分の有無及び方針並びに国の 利害に重大な関係がある都市計 画の決定の方針			○		
	その他		○			
区域区分				○		
地域 地区	用途地域・特別用途地区・特定用途制限地域・緑化地域等	○				
	風致地区 ・特別緑地保全地区	10ha 以上		○		
		10ha 未満	○			
	臨港地区	国際戦略港湾及び国際拠点港湾			○	
		重要港湾		○		
		上記以外	○			
緑地保全地域	区域が複数市町にわたるもの		○			
	その他	○				
都市 施設	道路	一般国道	指定区間			○
			指定区間外	△(※2)		○
		県道		△	○	
		その他の道路		○		
		自動車専用道路	高速自動車国道			○
	その他			○		
	都市高速鉄道				○	
	駐車場		○			
	公園・緑地	国が設置する 10ha 以上のもの		△(※2)		○
		県設置する 10ha 以上のもの		△	○	
		その他		○		
	広場・墓園	国又は県が設置する 10ha 以上のもの		△ (※2)(※3)	○	
		その他		○		
	下水道	公共下水道	排水区域が複数市町		○	
その他			○			
流域下水道			○			
上記以外		○				
河川	一級河川		△(※2)		○	
	二級河川		△	○		
	準用河川		○			
産業廃棄物処理施設			○			
市場・と畜場・火葬場・汚物処理施設・ごみ焼却場等		○				
市街地 開発 事業	土地区画整理事業	国の機関又は県が施行する 50ha 超		△	○	
		その他		○		
	市街地再開発事業 ・防災街区整備事業	国の機関又は県が施行する 3ha 超		△	○	
		その他		○		
	住宅街区整備事業	国の機関又は県が施行する 20ha 超		△	○	
その他		○				
上記以外の市街地開発事業			○			
地区計画		○(※4)				

- ※1 △印の都市計画は、市が作成する都市再生整備計画に県知事の同意を得て当該都市計画の決定等を記載した場合に限る
- ※2 知事同意に加えて、大臣同意が必要
- ※3 広場に限る
- ※4 県知事の協議・同意事項は地区計画等の位置及び区域、地区施設等の配置及び規模等に限定